

教義第 1162 号
平成 28 年 10 月 7 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）
各 教 科 用 図 書 採 択 地 区 協 議 会 長
各 教 科 書 セ ン タ ー （ 分 館 を 含 む ） 館 長
国 立 大 学 法 人 北 海 道 教 育 大 学 長
（ 各 附 属 小 ・ 中 ・ 特 別 支 援 学 校 長 ）
各 国 立 高 等 専 門 学 校 長
各 私 立 学 校 長

様

北海道教育委員会教育長

高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為に関する
調査結果等及び「教科書発行者行動規範」の制定について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

さきの高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為について、調査の結果、本道においても、教科書発行者が教科書に準拠する教材を無償で提供していた事案が確認され、詳細を別紙のとおりまとめたところです。

不適切な行為が確認された高等学校においては、在籍する生徒やその保護者、さらには地域住民等に対して、教科書の選定結果や理由等について改めて丁寧に説明するようお願いいたします。

また、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」（平成 28 年 7 月 11 日付け教義第 705 号北海道教育委員会教育長通知）において通知したとおり、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）が改正され、平成 29 年度に高等学校等において使用する教科書に限り、都道府県教育委員会から文部科学大臣に対する需要数の報告期限が本年 10 月 31 日まで延長されていることから、高等学校を所管する市町村教育委員会並びに国立高等専門学校学校及び私立高等学校においては、改正の趣旨を踏まえて、平成 29 年度に使用する教科書の採択を自らの権限と責任において公正かつ公平に行うようお願いいたします。

加えて、昨年度来、明らかとなっている教科書発行者による一連の不適切な行為を受けて、一般社団法人教科書協会が「教科書宣伝行動基準」の見直しに向けた検討を行っていたところですが、この度、より実効的な自主規範として「教科書発行者行動規範」が制定されました。

教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教職員等から意見を徴することは大きな意義を有するものでありますが、一方で、当該意見聴取が不適切な形で行われ、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせることはあってはならないことから、教職員等が教科書発行者による不適切な行為に関与又は荷担することのないよう、全ての学校、教職員等に対して周知徹底いただ

き、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すようお願いするとともに、万が一、行動規範に違反する行為その他教科書発行者による不適切な行為を確認した場合には、「教科書採択における公正確保について」（平成28年1月13日付け教義第1658号北海道教育庁学校教育局義務教育課長通知）に基づき報告いただきますよう、重ねてお願いいたします。

（高校教育課普通教育指導グループ）
（義務教育課義務教育グループ）
（特別支援教育課学校教育指導グループ）

【別紙】

教科書発行者による教材の無償提供が行われた公立高等学校に関する調査結果

1 経緯

教科書発行者である大修館書店が、同社が発行する教科書を使用している又は使用する予定の高等学校に対して、当該教科書に準拠する教材を無償で提供していた事案が明らかとなったことを受けて、文部科学省は、道教委に対して、大修館書店の調査結果に基づいて、該当の高等学校に関する情報を提供し、調査を依頼。

2 調査対象校

大修館書店が平成25年度から平成28年度までの期間に教材の無償提供を行ったとした道内の公立高等学校18校のうち閉校となった1校を除く17校。

3 調査内容

- (1) 教材の無償提供が行われた事実の有無
- (2) 高等学校から教材の無償提供を求めた事実の有無（「無」の場合は無償提供の経緯）
- (3) 教材の無償提供について、教科書採択の見返り又は勧誘との認識の有無
- (4) 教材の無償提供がこれまでの教科書採択に与えた影響の有無
- (5) 担当者の所属、氏名、採択結果、金品その他の利益等の事実確認

4 調査方法

教育局職員及び市町村教育委員会職員が所管の関係高等学校を訪問し、管理職からの聞き取りにより調査を実施。

5 調査期間

平成28年7月1日（金）～平成28年7月26日（火）

6 調査結果

- (1) 教材の無償提供の有無

調査項目	有	無
教材の無償提供が行われた事実の有無	16校	1校

- (2) (1)で「有」とした学校の状況

調査項目	有	無
ア 高等学校から教材の無償提供を求めた事実の有無	0校	16校
イ 教科書採択の見返り又は勧誘との認識の有無	0校	16校
ウ 教材の無償提供が教科書採択に与えた影響の有無	0校	16校
エ 金品その他の利益の受領の有無	0校	16校

- (3) 教科書発行者から学校に教材が送付された経緯

調査項目	校数
ア 教科書発行者から「無償で提供できる教材があるので送付する」と申し出	6校
イ 教科書発行者から「教科書の付属品である教材を送付する」と申し出	5校
ウ 教科書発行者から「教材の在庫があるので活用してほしい」と申し出	1校
エ 教科書発行者から事前の連絡は一切なく送付	4校

- (4) 各年度において教材が無償提供された状況等（平成25～28年度）

年度	科目	学校数計	部数計
H25	コミュニケーション英語Ⅰ	8校	754部
H26	コミュニケーション英語Ⅰ	9校	953部
	コミュニケーション英語Ⅱ	5校	396部
H27	コミュニケーション英語Ⅰ	10校	1,349部
	コミュニケーション英語Ⅱ	6校	519部
H28	コミュニケーション英語Ⅰ	7校	930部
	コミュニケーション英語Ⅱ	6校	383部
合 計		延べ51校	5,284部

※ 「学校数」は、年度別の対象校数。

7 道教委の今後の対応

各学校における教科書選定が適正に行われるよう、今後も引き続き、全ての道立高等学校等に対し、次の点について周知徹底を図る。

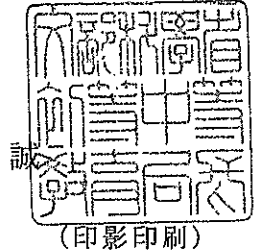
- (1) 生徒の教育に携わる教職員等の教育公務員は、その職責などから高い倫理観が求められており、一人一人が教育公務員として使命と責任を深く自覚し、自らを律し行動するとともに、法令等を遵守し、厳正な服務規律の確保に努めること。
- (2) 教科書の選定については、各学校の「教科書選定委員会」において北海道教育委員会が示した「教科書採択に関する基本方針」及び「教科書採択に関する観点」などに基づき公正が確保されていることを対外的に説明できるよう、教科書選定委員会における会議録資料を整備・保存するなど、万全を期すこと。



28文科初第806号
平成28年9月9日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
殿
附属学校を設置する各国立大学法人の長
学校設置会社の学校を所轄する構造改革特別区域
法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原



高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為に関する調査結果等及び「教科書発行者行動規範」の制定について（通知）

高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為に関し、教科書発行者による内部調査の結果に基づいて、先般、都道府県教育委員会等に対して情報提供を行い、教科書採択への影響等について調査を依頼したところですが、本日、その調査結果を取りまとめ公表しました。

調査結果においては、該当のあった全ての都道府県教育委員会及び高等学校等から、教科書採択は公正に行われており、教科書採択の結果に対する不当な影響はなかった旨の報告を受けておりますが、一方で、教科書採択を巡っては、昨年度来、今般の調査結果によるものも含めて、その公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為が相次いで明らかとなっており、全ての児童生徒が必ず用いることとなる教科書に対する信頼を大きく揺るがしかねない事態に至っていることは、極めて遺憾であります。

特に公立の高等学校等において使用する教科書については、高等学校等ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、各高等学校等の希望を聴取した上で教育委員会が採択を行うことが通例となっていることから、今般の事案を受けて、採択権者（公立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会、国立学校及び私立学校にあっては当該学校の長）においては、高等学校用教科書の採択結果やその理由等について説明責任を十分に果たし、公正性・透明性を確保することが肝要となります。

とりわけ、今般の調査結果により不適切な行為が確認された高等学校等に関しては、当該高等学校等及び当該学校を所管する教育委員会により、在籍する生徒やその保護者、さらには地域住民等に対して、教科書採択の結果や理由等について適切に説明責任を果たすことが必要です。

加えて、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」（平成 28 年 7 月 6 日付け初等中等教育局長通知）において通知したとおり、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）を改正し、平成 29 年度に高等学校等において使用する教科書に限り、都道府県教育委員会から文部科学大臣に対する需要数の報告期限を本年 10 月 31 日まで延長していることから、国立学校及び私立学校において使用する教科書も含めて、全ての採択権者において、改正の趣旨も踏まえて、自らが管轄する域内及び高等学校等における不適切な行為の有無あるいは今般公表した調査結果等も勘案した上で、平成 29 年度に使用する教科書の採択を自らの権限と責任において公正かつ公平に行うようお願いいたします。

今般の調査結果において、不適切な行為が確認された高等学校等における教科書採択の結果等の公表状況及び平成 29 年度に使用する教科書の採択結果については、当該教科書の需要数の報告期限である本年 10 月 31 日以降、別途報告を依頼する予定としておりますので、あらかじめ御承知置きください。

また、昨年度来、明らかとなっている教科書発行者による一連の不適切な行為を受けて、一般社団法人教科書協会が「教科書宣伝行動基準」の見直しに向けた検討を行っていたところですが、より実効的な自主規範として「教科書発行者行動規範」が制定され、本日、文部科学大臣に対してその旨の報告がありましたので、同行動規範について、全ての教育委員会関係者、全ての学校関係者に対して周知いただくようお願いいたします。

特に、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成 28 年 3 月 31 日付け初等中等教育局長通知）において通知したとおり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは大きな意義を有するものと考えておりますが、一方で、当該意見聴取が不適切な形で行われ、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるようなことはあってはならず、教員等が教科書発行者による不適切な行為に関与又は荷担することのないようくれぐれも御注意いただくとともに、万が一、行動規範に違反する行為その他の教科書発行者による不適切な行為を確認した場合には、速やかに文部科学省に対して情報提供を頂きますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容等について周知をお願いいたします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

高等学校用教科書の発行者による不適切な行為に関する
都道府県教育委員会等による調査結果について

平成 28 年 9 月 9 日
初等中等教育局教科書課

高等学校用教科書の発行者による内部調査の結果に基づいて、都道府県教育委員会等に情報提供を行い、事実関係及び採択への影響等に関する調査を依頼していたところであるが、本日まで、全ての都道府県教育委員会等から回答があった。

<都道府県教育委員会等からの報告結果の概要>

都道府県教育委員会等による調査の結果、発行者 6 社（教育芸術社／大修館書店／新興出版社啓林館／日本文教出版／明治書院／第一学習社）により、

- ・ 検定申請本の内容の開示等とともに何らかの形で金品の支払いを伴う行為（1 社）
 - ・ 採択の勧誘又は見返りを目的とした金品その他の利益の供与であるとの疑念を生じさせる行為（5 社）
- のいずれかの不適切な行為が、40 の都道府県の計 271 校において 541 件確認された。

※ 上記のうち、公立学校又はその教員に対する行為は、36 の都道府県の計 196 校に対して 391 件。

※ このほか、発行者による内部調査の結果に基づいて、都道府県教育委員会等により調査が行われたものの、当該行為の事実確認ができなかったものが 51 件あった。

<発行者ごとの内訳>

教育芸術社（1 教科・46 校・47 件）⇒（1 教科（芸術）・40 校・40 件）

- ◇ 生徒用の教材を、教員用の教材と誤認させるおそれがある形で教員に献本

2 都道府県において、3 校・3 件

- ◇ 音楽 CD を教員に無償で提供

2 都道府県において、37 校・37 件

大修館書店（2 教科・216 校・460 件）⇒（2 教科（保健体育、外国語）・197 校・441 件）

- ◇ 教師用指導資料の一部又は全部を、当該資料を購入した高等学校等に献本

6 都道府県において、36 校・48 件

- ◇ 生徒用の教材を高等学校等に無償で提供

38 都道府県において、162 校・393 件

新興出版社啓林館（3 教科・6 校・13 件）⇒（3 教科（数学、理科、外国語）・4 校・9 件）

- ◇ 教師用指導資料の一部又は全部を、当該資料を購入した高等学校等に献本

4 都道府県において、4 校・9 件

日本文教出版 (1教科・1校・1件) ⇒ (1教科(情報)・1校・1件)

◇ 教員に検定申請本を開示し、意見聴取の対価として金品を支払うとともに、交通費を支給

1 都道府県において、1 校・1 件

明治書院 (新規) ⇒ (1教科(国語)・1校・1件)

◇ 教師用指導資料を、当該資料を購入した高等学校等に献本

1 都道府県において、1 校・1 件

第一学習社 (5教科・41校・57件) ⇒ (5教科(国語、地理歴史、公民、保健体育、外国語)・35校・49件)

◇ 教師用指導資料等の一部又は全部を、当該資料を未購入の学校を含む高等学校等に対して献本

1 3 都道府県において、3 5 校・4 9 件

<文部科学省による今後の対応>

- 各採択権者（公立学校：教育委員会、私立学校：学校長）等による調査の結果、採択に不公正な影響を与えたケースはなく、いずれの高等学校等において使用される教科書の採択についても、公正に行われた旨の報告を受けている。
- 一方で、教師用指導資料又は教科書準拠の教材を提供した事案（大修館書店／新興出版社啓林館／明治書院／第一学習社）に関し、当該発行者の教科書の新規採択を契機として提供を受けたケースが計 1 8 3 件確認されており、高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせたことは事実であることから、各都道府県教育委員会等に対して、
 - ◇ 今般の事案に関して、保護者、地域住民等への説明責任を積極的に果たすとともに、
 - ◇ 不適切な行為があった高等学校だけではなく、管轄の全ての高等学校において平成 2 9 年度に使用する教科書の採択について、今般の事案も踏まえた上で、適切に行うこと等を要請する初等中等教育局長通知を発出する。加えて、文部科学省 H P に今般の不適切な事案を公表する。
- ※ 教育芸術社の事案に関して、当該発行者の教科書の新規採択を契機として提供を受けたケースは計 1 件ある。
- ※ なお、不適切な行為があった高等学校における採択結果等の教育委員会等における公表状況や、本年度の採択結果については、採択期間（～10月末）終了後、調査を行う予定。

【別紙】株式会社明治書院による不適切な行為について

< 経緯 >

- 東京都教育委員会等による調査の過程において、都内の私立学校1校から、
 - ・ 平成25年4月に、明治書院の教科書（高等学校国語総合）に係る指導資料セットを1セット購入した際に、追加で1セット（22,000円）提供を受けた。旨の申告があった（その後、東京都教育委員会から文部科学省に対して同内容の報告。）。
- 当該私立学校から連絡を受けた明治書院が再調査を行ったところ、当時在職していた営業担当者が既に退職しており、詳細は不明であるものの、教員からの求めに応じて献本を行った可能性が否定できない旨の報告があった。

< 内部調査の際に報告がなかった理由 > ※明治書院からの報告。

- 文部科学省の要請に基づく内部調査については、在職する全ての営業担当者に対する聴き取り調査及び経理関係書類の精査に加えて、当時、在職していた営業担当者に対しても可能な限り聴き取り調査を行った上で報告書を取りまとめた。
- 一方で、当時、当該私立学校が所在する地域の営業担当者は、健康上の問題を抱えており、指導資料セットの提供を行った後、平成26年10月に退職していたこともあり、内部調査の段階においては、十分な聴き取り調査ができなかった（現時点においては、必ずしも記憶が定かではないが、当該私立学校に指導資料セットを提供していないとは言い切れない旨説明している模様。）。
- また、当時から指導資料セットについて在庫管理は行われているものの、それとは別に、各営業担当者に対して見本として1セット配布されており、それを提供した可能性が高い。なお、このため、当該営業担当者が、他の学校に同様の行為を行っていたことは想定されない。

< 文部科学省における対応（案） >

如何なる理由があつたにせよ、報告漏れであることには間違いはなく、当該種目（国語総合）あるいは当該教科（国語）の教科書の発行の指示を行わない措置を講ずることも考えられる。

一方で、今般の事案に関し、明治書院からの報告と東京都教育委員会等の証言に齟齬はなく、内部調査の時点においては、明治書院が当該行為について把握する術がなかったことが想定されることから、当該事実を以て厳罰に処すことは必ずしも適当であるとは言えない。

このため、明治書院に対しては、今後の改善方策について報告書の提出を求めた上で、改善要請通知を発出するとともに、当該事実を公表し、採択権者の適正な判断により、平成29年度使用教科書の採択に反映させることとしたい。

[参考] 明治書院による教科書の発行状況（平成28年度需要数）（※）は2分冊。

国語総合：精選国語総合 [現代文編] [古典編]	51,782冊（2.0%）（※）
高等学校国語総合	48,397冊（3.8%）
現代文B：精選現代文B	36,816冊（3.4%）
高等学校現代文B	27,569冊（2.6%）
古典B：精選古典B [古文編] [漢文編]	61,541冊（4.0%）（※）
高等学校古典B	18,583冊（2.4%）

教科書発行者行動規範

平成 28 年 9 月 9 日
一般社団法人教科書協会
会長 野澤 伸平

I 総論

1. 会員各社は、教科書発行者として課されている使命を十分に自覚し、教科書採択の公正性を確保する責務を全うするため、関係法令、行政官庁の指導及び本行動規範を遵守するとともに、その実効性を担保するため、徹底した社員教育に努めなければならない。
2. 会員各社は、教科書採択は教科書の内容の優劣によって行われるべきであることを銘記し、採択勧誘のための過度な営業活動を行ってはならない。
3. 会員各社は、公正かつ公平な職務執行を法令により義務付けられている教科書の採択に関与する者¹（以下「採択関係者」という。）の身分と立場を尊重し、健全かつ適切な関係を保たなければならない。
4. 会員各社は、直接であると間接であるを問わず、採択関係者に対して、金銭や物品、労務の提供、饗応その他の利益を供与し、又は提供若しくは供与することを申し出て、特定の教科書を採択するよう勧誘してはならない。
5. 会員各社は、如何なる場合であっても、他社又は他社の教科書等（教科書に限らず、教材、教具、書籍、辞典等、他社が製作したあらゆる商品を含む。）を誹謗中傷してはならない。

II 各論

<禁止される行為>

1. 採択関係者に対する不当な利益供与

会員各社は、時期及び名目の如何を問わず、自ら又は第三者を通じて、採択関係者に対して金銭や物品、労務の提供、饗応その他の利益を供与し、又は提供若しくは供与することを申し出てはならない。禁止される行為の具体例は下記の通りであるが、当該行為に限らず、不当な利益供与であるとの疑念を生じさせるあらゆる行為についても同様に禁止されるものである。

（禁止される行為の具体例）

¹ 採択に関与する者（採択関係者）とは、採択権者である教育委員会の関係者（国立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手續に関与する者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。

- 1) 採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- 2) 採択関係者が含まれる者が開催する会議等への講師の派遣その他の労務の提供、又は当該会議等の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費ないしは当該会議等に係る会場費、印刷代等の提供
- 3) 採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷物等への過大な広告費・協賛金等の支出
- 4) 採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
- 5) 採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
- 6) 採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。）

2. 教科書に関する過度な宣伝活動

教科書発行者は民間企業であり、本来的にはその発行する教科書に関する宣伝活動は当該発行者の判断と責任に委ねられているものの、教科書の採択はその内容の優劣によって行われるべきものであることに鑑み、会員各社は、教科書に関する宣伝活動に際しては、文部科学省をはじめとする行政官庁からの指導を遵守し、過度な宣伝活動は厳に慎まなければならない。

3. 申請図書取扱

- 1) 会員各社は、申請図書及びその内容（申請図書の内容の一部を紙媒体又はデジタル媒体により複製したものを含む。以下同じ。）を、教科書の採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）は一切使用してはならない。
- 2) 会員各社は、検定期間中、理由の如何を問わず、申請図書及びその内容を、次に掲げる者（下記の3）に規定する誓約の手続を経るとともに、4）に規定する情報提供の手続が行われることに同意した者に限る。以下「編集等関与者」という。）を除き採択関係者に提供又は開示（以下「開示等」という。）してはならない。
 - ① 当該教科書の編集、執筆を委託した者（教科書の奥付に記載されたか否かを問わない。）
 - ② 編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿に記載された者をいう。）
 - ③ 当該教科書に係る教師用指導書の編集、執筆又は教科書準拠周辺教材の製

作を委託した者

- 3) 会員各社は、協会が別に定める管理・取扱基準に従い、全ての申請図書に番号を付すとともに、編集等関与者に申請図書の内容を開示等する場合にはその者との間で情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすなど、社員を含めて情報管理を徹底しなければならない。
- 4) 会員各社は、編集等関与者に関し、その氏名・所属及び会員各社から支払われた編集・執筆等の対価等に関する情報を、①②は文部科学省へ、③は協会を通じて都道府県教育委員会等へ提供しなければならない。
- 5) 会員各社は、申請図書の内容が編集等関与者以外の第三者に流出し、又はその恐れがあるときは、直ちに当該資料を回収し、そのデータの破棄等必要な措置を講じるとともに、速やかに協会、文部科学省にその旨を報告しなければならない。

4. 見本本の取扱い

- 1) 会員各社は、文部科学省の指導により各教育委員会をはじめとする採択権者に送付することができる見本本（以下「法定見本」という。）の上限部数が定められていることに鑑み、見本本の印刷は必要最低限の部数に留めるよう努めなければならない。
- 2) 会員各社は、採択期間中において、採択関係者に対して法定見本以外の見本本を献本又は貸与してはならない。採択関係者に対して、採択期間後に見本本を献本する旨をあらかじめ約する行為も同様とする。
- 3) 会員各社は、見本本についての情報管理を徹底しなければならない。
- 4) 会員各社が送付する法定見本は、文部科学省の指導に定められている送付上限部数の範囲内としなければならない。また、法定見本以外の資料を同送してはならない。
- 5) 会員各社は、教科書の特徴を説明する内容解説資料以外に、見本本の内容に関わる資料を配布してはならない。なお、内容解説資料の名目のもとで、教師用指導書、教材等の物品提供を行うようなことがあってはならない。

5. 誹謗中傷等

- 1) 会員各社は、自ら又は第三者（編集等関与者を含む。）をして、会員会社を含む他の教科書発行者並びにその作成した教科書の内容及び著者・編集者等に関する誹謗中傷をし、又はこれをさせてはならない。第三者の作成した誹謗中傷を行う資料を頒布することも同様に禁止する。
- 2) 会員各社は、自らが発行する教科書の内容につき、客観的な事実に基づかない他社のものと比較した文書等を作成し、それを自らが発行する教科書に関する宣伝活動に利用してはならない。第三者が作成した教科書の内容に関しての同様の比較文書を用いて宣伝活動することも禁止する。

<許容される行為>

前記「禁止される行為」以外の行為については、原則として会員各社の判断と責任に委ねられており、具体的には、下記に掲げる行為を行うことは許容されることとなる。ただし、個別の行為に当たっては、採択関係者に対して、節度ある態度、姿勢を保ち、過度な宣伝活動は厳に慎むべきであることはもとより、下記の行為に名を借りた、「禁止される行為」の潜脱となるような行為をしてはならない。

1. 会員各社は、編集等関与者以外の採択関係者に対しても、使用中の教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材についての意見聴取を行うことができる。ただし、教科書採択の公正確保を徹底する観点から、時期の如何を問わず、対価の支払いを伴う意見聴取をしてはならない。
2. 会員各社は、編集等関与者に対して、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆等に対する適正な対価を支払うことができる。
3. 会員各社は、採択期間中、学校を訪問し、教員（当該一の学校に所属する教員に限る。）に対して見本本を開示の上、その内容の説明をすることができる。
4. 会員各社は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物その他の広く無償で配布予定である資料を、配布することができる。

III 採択の公正確保に向けた取組

1. 会員各社は、教科書採択の公正が確保されるよう、営業活動及びそれに係るコンプライアンスに関する社内ルールを策定しなければならない。そして、当該ルール、関係法令、行政官庁の指導及び本行動規範等に関して、社員及び編集等関与者に対する教育、研修を実施し、又は協会が実施する教育、研修を受けさせるとともに、社内ルールの策定状況及び教育、研修の実施状況等を協会に定期的に報告しなければならない。
2. 会員各社は、関係法令、行政官庁の指導及び本行動規範等に違反する疑いのある行為を覚知したときは、協会が設置する公正宣伝特別委員会²及び文部科学省に対して、直ちに当該事実及び経緯、対応状況を報告しなければならない。
3. 協会は、関係法令、行政官庁の指導及び本行動規範等に違反する疑いのある行為等に関する通報・相談窓口を新たに設置し、これを会員各社及び採択関係者に対して周知を行う。会員各社においても、全ての職員及び編集等関与者に周知を行うものとする。

IV 違反行為に対する制裁措置等

² 公正宣伝特別委員会は、適正な宣伝活動の実施を確保するために協会が設置する機関であり、協会正副会長(理事)、制度専門委員会担当理事、制度専門委員会正副委員長と外部委員1名で構成される(委員長は理事より選出する。)

1. 公正宣伝特別委員会は、本行動規範に違反し、又は違反する疑いのある行為の報告を受けたときは、該当の会員会社に対してその事実の調査及び確認を行うものとする。
2. 公正宣伝特別委員会は、前項の調査の結果、改善が必要であると認められたときは、該当の会員会社に対し、改善勧告を発令する。この場合、当該会員会社は、改善勧告の発令後、速やかに改善報告書を同委員会宛てに提出しなければならない。
3. 該当の会員会社が第1項の調査に対する協力を理由なく拒否し、改善勧告に従わずに改善報告書の提出を怠り、又は悪質かつ重大な違反行為を繰り返した場合には、定款の規定に従い、協会からの除名、理事の解任の処分を行うものとする。
4. 公正宣伝特別委員会において悪質な行為であると判断された事案については、協会のホームページにおいて該当の会員会社名及び事案の内容を公表するとともに、当該会員会社に対し、事実の公表を含む一定の措置を講じることを求めるものとする。

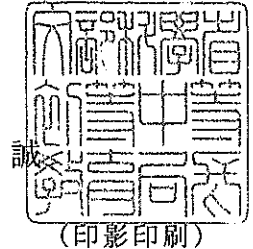
以 上



28文科初第807号
平成28年9月9日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原



「教科書発行者行動規範」の遵守の徹底について（要請）

昨年度来、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為が相次いで明らかになったことを受けて、一般社団法人教科書協会が「教科書宣伝行動基準」の見直しに向けた検討を行っていたところですが、より実効的な自主規範として「教科書発行者行動規範」が制定され、本日、文部科学大臣に対してその旨の報告を頂きました。

一部の教科書発行者による不適切な行為により、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たしている教科書の採択に対して疑念の目が向けられたこと自体、非常に残念な事態であり、各教科書発行者においては、このたびの一連の事案を深く反省し、二度と同様の事態が繰り返されることのないよう、自らの教科書発行者としての全ての活動を改めて見直すとともに、社内コンプライアンス改善していただき、公正確保の徹底を図っていただく必要があります。

ついでには、教科書協会に加盟している教科書発行者において、教科書発行者行動規範の遵守を担保するための具体の社内ルールの策定や、社員をはじめとする全ての関係者に対する教育・研修の徹底を図っていただくことはもとより、教科書協会に加盟していない教科書発行者においても、同規範に準じた社内ルールの策定等に努めていただくようお願いいたします。

なお、今後、同行動規範において禁止される採択関係者に対する不当な利益供与や過大な宣伝活動、申請図書の不適切な取扱いに該当するような行為が、教科書発行者（その発行する教科書の著作編修関係者を含む。）により行われ、当該行為が極めて不適切であると判断される場合には、文部科学省として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第19条第1号の規定による教科用図書発行者としての指定の取消しあるいは教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第9条第2号の規定により翌年度以降の教科書の発行の指示を行わない措置を講ずることも辞さないことを申し添えます。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576